

※番号法及び関係政令に基づき2014（平成26）年1月1日設置

任務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

○委員長1名・委員6名（合計7名）の合議制（平成27年中は5名、平成28年1月から7名）

（個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む）

- ・委員長（常勤） 堀部政男（元一橋大学法学部教授）
- ・委員（常勤） 阿部孝夫（元川崎市市長）
嶋田実名子（元（公財）花王芸術・科学財団常務理事）
- ・委員（非常勤） 手塚 悟（東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授）
加藤久和（明治大学政治経済学部教授）

○委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）

○任期5年・国会同意人事

主な所掌事務

監視・監督

- 指導・助言
- 法令違反に対する勧告・命令
- 報告徴収・立入検査
- ガイドラインの作成
- 情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求

監視・
監督

特定個人情報保護 評価に関すること

- 特定個人情報保護
評価に関する指針
の作成・公表
- 評価書の承認

指針

評価書

広 報

特定個人情報の
保護について
の広報啓発

広報・
啓発

国際協力

国際会議への
参加その他の
国際連携・協
力

苦情処理

苦情の申出に
ついてのあっ
せん

あっ
せん

苦
情

国会報告

年次報告

意見具申

内閣総理大臣
に対する意見
具申

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等

民間事業者

個人

特定個人情報保護委員会の当面のスケジュール（案）

